

～ 寄附をされた方へ～

個人県民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。

山梨県では、所得税の控除対象寄附金のうち、条例で指定した寄附金（条例指定寄附金）について、個人県民税からの税額控除を行っています。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告を行う必要があります。

所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

また、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して「寄附金税額控除申告書」の提出が必要になります。

個人住民税とは、個人県民税と個人市町村民税を合わせたものです。

申告にあたっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書が必要です。

確定申告を行うには、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

寄附をした翌年の1月1日に山梨県内にお住まいであれば、山梨県で寄附金税額控除を受けることができます。

個人住民税の寄附金税額控除は、寄附をしたときではなく、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの都道府県及び市町村が条例で寄附金を指定している場合に受けることができます。

個人住民税の寄附金控除が受けられるかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限り税額控除の対象となりますので、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

山梨県総務部税務課企画担当

電話：055-223-1386